

1 総社市行政不服審査会の結論

総社市長が、平成30年6月15日付けで行った、平成30年度市民税・県民税納税通知書に関する処分は妥当である。よって、本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 事案概要

- (1) 審査請求人は、平成30年2月16日、倉敷税務署長に対し、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 確定申告書の提出は、市民税・県民税の申告書を提出したものとみなされるとともに、同申告書に記載された事項のうち前年の所得金額等の事項については市民税・県民税の申告書に記載されたものとみなされることから（地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3第1項及び第2項、同法第317条の3第1項及び第2項）、総社市長（以下「実施機関」という。）は、上記確定申告書に記載された所得金額の記載を元に、審査請求人の平成30年度市民税・県民税普通徴収税額を181,700円と決定し、平成30年6月15日付けで審査請求人に通知した（納税通知書番号00167533。以下「本件処分」という。）。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年6月26日、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提出した。
- (4) 実施機関は、法第43条第1項の規定に基づき、平成30年12月18日付け総第140号により総社市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 平成29年分の所得税等の確定申告書の所得の記載により審査請求人の平成30年度市民税・県民税普通徴収税額が181,700円と決定されたことは理解できる。
- (2) 審査請求人は無職であり、定期収入はなく、所得税の税額に国民健康保険税と平成30年度市民税・県民税の普通徴収税額を合計すると1,277,800円と高額となり、その12分の1の金額（約106,483円）は1ヶ月の一人暮らし世帯に必要な生活費の額150,000円の約70.98%にもなる。
- (3) 預貯金が低利率のため、利息が少ない。
- (4) 審査請求人が頼らざる得ない年金の受給開始年齢まであと18年もあり、また、法律の改正により開始年齢が66歳に変わる可能性があるとともに、「物価が上がったが、

年金の受給額は据え置く」という内容の報道があった。

(5) 消費税が増税されている。

(6) 以上の理由により、本件処分にかかる普通徴収税額は審査請求人には高額であり、日本国憲法第25条、生活保護法第1条から第5条の規定に違反し、違法であり、本件処分により審査請求人の生存権が侵害されているため、本件処分の取消を求める。

4 実施機関の本件処分理由説明要旨

本件処分については、地方税法、岡山県税条例（昭和25年岡山県条例第54号）、森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）及び総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の規定に基づくものであって、違法又は不当な点はないと主張している。

5 審査会の判断理由

審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 平成30年度市民税・県民税普通徴収税額について

審査請求人の平成29年分の所得金額を根拠に、関係する法令及び条例の規定に基づき、審査請求人の平成30年度市民税・県民税普通徴収税額を181,700円と決定しており、このことについて当事者間に争いはない。

(2) 憲法第25条、生活保護法第1条から第5条について

審査請求人は、上記3によれば、審査請求人の平成30年度の市民税・県民税普通徴収税額181,700円は高額であり、憲法第25条、生活保護法第1条から第5条の規定に違反しており、違法であると主張する。

憲法第25条は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを国の責務として規定し、また、生活保護法第1条から第4条は、憲法第25条の理念に基づき、国民が健康で文化的な生活水準を維持することができるよう最低限度の生活を保障することなど生活保護法の基本原理を定めているものである。

審査請求人の本件処分がこれらの規定に違反しているとの主張は、本件処分により賦課される平成30年度市民税・県民税普通徴収税額181,700円が、審査請求人の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するものであると解されるが、上記のとおり、これらの規定は国の責務及び生活保護法の基本原理を定めた規定に過ぎず、具体的な最低限度の生活の基準を定めたものではない。

また、審査請求人自身が認めるとおり、平成29年中に審査請求人に所得税等の確定申告書に記載された所得があったことは明らかであり、当該所得を根拠にして、審査請求人の平成30年度市民税・県民税の普通徴収税額を決定した処分が、憲法第25条又は生活保護法第1条から第5条に違反し、違法又は不当であるとは言えない。

(3) 結論

以上の理由により、「1 総社市行政不服審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月18日	審査庁から諮問書及び事件記録等の受理 ・ 諮問の報告
平成31年 1月30日 (第1回)	・ 審議
平成31年 3月14日 (第2回)	・ 審議

(2) 総社市行政不服審査会委員

会 長 西浦 公

副会長 平田 真也

委 員 寺尾 恵子

委 員 長沼 徹

委 員 松尾 一夫